

国民健康保険

高額療養費自己負担

限度額が五万四千元に

5月1日診療分から高額療養費自己負担限度額が、五万一千円から五万四千元（町民税非課税世帯は従来通り三万円）に引上げられました。

このような場合には

① 1世帯で、自己負担限度額を超す支払いが、前12カ月間に4回以上あった被保険者に対しては、4回目からの自己負担限度額は三万円（町民税非課税世帯二万一千円）になります。

② 同一世帯で、同じ月に三万円（町民税非課税世帯二万一千円）以上の治療費を負担する人が2人以上いる場合は、合算して1世帯五万四千元（町民税非課税世帯三万円）が自己負担限度額となります。

※以上の各事項に該当する方は、領収書と印鑑を持って住民課国民健康保険係へ申請してください。

注意



③ 保険がきかない差額ベッド料や基準看護の病院での付き添い看護料は対象になりません。



① 月の1日から月末までつまり暦月ごとに計算します。



④ 総合病院の診療科は別の病院として扱います。ただし入院患者が他の科の診療を受けたときは合計します。



② 通院・入院・歯科に分けて計算します。

高額療養費制度

国民健康保険の被保険者が、同じ月内に同じ病院や診療所で治療を受けた場合で、自己負担額が五万四千元を超える場合、その五万四千元を超える額が申請に基き、国民健康保険から払い戻される制度です。ただし、被保険者が町民税非課税世帯である場合には、三万円を超える額が支給されます。

国民年金相談室

老齢基礎年金は60歳からでも受けられるか？

新しい制度では、60歳から年金を請求することができないのです。

老齢基礎年金の支給開始年齢は65歳からですが、希望すれば今までどおり、60歳から64歳までの間にも繰上げて請求する

こともできます。

この場合の年金額は、繰上げた年齢に応じて一定の割合で減額され、減額率は生涯続きます。

また、支給開始時期を先に延ばすこともできます。この場合は、66歳以降に請求すればよいことになりました。年金額は、繰下げた年齢に応じて一定の割合の額が加算されます。

なお、老齢厚生年金を受けられる人が、老齢基礎年金の繰上げ支給を受けた場合には、65歳までの老齢厚生年金の特別支給（当分の間、60歳から受けられる厚生年金）は停止となりますので注意してください。

④ 女性の場合には、年齢に応じて、55歳以降から老齢厚生年金の特別支給を請求できる人もいます。

＜老齢厚生年金も受けられる人の場合＞

繰上げ支給をしない場合

	60歳	65歳
老齢厚生年金	特別支給	
老齢基礎年金		

繰上げ支給をした場合(60歳から)

	60歳	65歳
老齢厚生年金	特別支給は支給停止	
老齢基礎年金	減額	